

京都市住民生活に光をそそぐ基金条例（平成23年3月18日京都市条例第46号）（
行財政局財政部財政課）

児童虐待の防止に関する事業，犯罪被害者等の支援に関する事業その他の平成22年度の国の一般会計補正予算に基づき国から交付される住民生活に光をそそぐ交付金の交付の目的に従い市長が定める事業の実施に必要な財源に充てるため，京都市住民生活に光をそそぐ基金を設置することとしました。

この条例は，平成23年3月18日から施行することとしました。

京都市住民生活に光をそそぐ基金条例を公布する。

平成23年3月18日

京都市長 門川大作

京都市条例第46号

京都市住民生活に光をそそぐ基金条例

(設置の目的)

第1条 児童虐待の防止に関する事業、犯罪被害者等の支援に関する事業その他の平成22年度の国の一般会計補正予算に基づき国から交付される住民生活に光をそそぐ交付金の交付の目的に従い市長が定める事業（以下「事業」という。）の実施に必要な財源に充てるため、京都市住民生活に光をそそぐ基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、予算をもって定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第6条 基金は、事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金

に残額があるときは、当該残額を国庫に納付するものとする。

(行財政局財政部財政課)